

# 短期入所生活介護事業所 白ゆり新さっぽろ 運営規程

## 〔事業の目的〕

第1条 この規程は、株式会社メディカルシャトーが開設するショートステイ白ゆり新さっぽろ（以下、「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## 〔運営の方針〕

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

- 2 利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定短期入所生活介護及び【指定予防短期入所生活介護】の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視しながら札幌市や介護保険サービス事業者等と密接な連携を図るものとする。

**4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。**

**6 指定短期入所生活介護【指定予防短期入所生活介護】の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。**

## 〔事業の名称等〕

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- 1 名 称 ショートステイ白ゆり新さっぽろ
- 2 所在地 札幌市厚別区厚別東1条2丁目1-1 ライフプレステージ白ゆり新さっぽろ

## 〔従業者の職種、員数及び職務内容〕

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数及び職務内容
管理者	1名（常勤兼務） 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1名（非常勤） 利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
生活相談員	<b>1名以上（常勤兼務）</b> 利用者またはその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
介護職員	<b>8名以上</b> 利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
看護職員	<b>1名以上</b> 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
栄養士	1名（常勤兼務） 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事と、適切な時間に提供する。
機能訓練指導員	<b>1名以上</b> 利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じて他の職員を置くことができる。

### [利用定員]

第5条 事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- 1 利用定員 単独型 30人
- 2 居室数 個室 30室

### [指定短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護の内容及び利用料等]

第6条 事業内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

### 2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- ① 滞在費 2880円（一日あたり）  
介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- ② 食費 朝400円 昼600円 夕食600円 合計1600円（一日あたり）  
介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。
- ③ 理美容代 実費
- ④ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
- ⑤ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 事業所は前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

### [緊急時等における対応方法]

第7条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### [通常の送迎の実施地域]

第8条 利用者の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として札幌市、江別市、北広島市とする。

### [感染症対策]

第9条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を年1回以上開催すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

### [介護事故発生時の対応及び防止等]

第10条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに札幌市、利用者

- の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

#### [施設内の禁止行為]

- 第11条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与える、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

#### [秘密の保持]

- 第12条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後ににおいても第三者に対して秘匿します。
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### [非常災害対策]

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- (1) 消火、通報及び非常災害避難の訓練（年2回以上）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### [業務継続計画の策定等]

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### [人権の擁護及び虐待の防止のための措置]

- 第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 職員は、利用者に対し以下ののような身体的苦痛を与え人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えるに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 亂暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

#### 〔身体拘束の制限〕

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### 〔記録の整備〕

第17条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  
2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、(1)(2)(3)は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日、(4)(5)(6)はその完結の日から2年を経過した日まで保存する。  
(1) 短期入所生活介護計画  
(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録  
(3) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録  
(4) 市町村への通知に係る記録  
(5) 苦情の内容等の記録  
(6) 事故の状況及び措置の記録

#### 〔苦情対応〕

第18条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。  
2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  
3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。

#### 〔職場におけるハラスメント〕

第19条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

#### 〔内容及び手続きの説明及び同意、契約〕

第20条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

#### 〔その他運営に関する重要事項〕

第21条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 繼続研修 年2回

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社メディカルシャトーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年6月1日から変更する。  
この規程は、平成29年11月1日から変更する。  
この規程は、平成30年4月1日から変更する。  
この規程は、平成30年5月1日から変更する。  
この規程は、平成31年1月1日から変更する。  
この規程は、令和元年9月1日から変更する。  
この規程は、令和4年5月1日から変更する。  
この規定は、令和5年4月1日から変更する。